

《書評》

セオドア・コーエン著 大前正臣訳
『日本占領革命・GHQからの証言』上巻・下巻

(1983年12月 TBSブリタニカ)

遠藤 公嗣

本書の著者であるコーエンの略歴をまず紹介する。本書の基本的性格を理解するのに役立つからである。

1918年ニューヨークに生れる（ユダヤ系、ダニエル・ベルが従兄）。

1938年ニューヨーク市立大学卒。

1939年コロンビア大学修士号取得，論文「1918～38年における日本の労働運動」。

1940～41年ニューヨーク市立大学歴史学講師。

1941～45年合衆国政府戦略局（OSS）および外国経済局（FEA）勤務，FEA勤務の45年前半に民政ガイド「日本における労働組合と団体交渉」を起草する。

1946年2月～47年3月GHQ/SCAP経済科学局（ESS）第二代労働課長。

1947年4月～50年ESS局長顧問。

1951～73年在日カナダ貿易会社副社長，財産を築く。

1973～83年メキシコ・グアダハラに引退，本書執筆。

1983年12月本書出版。12月21日死去。

略歴に示されるように，戦時下のワシントンにおける対日政策立案から日本占領下の東京における改革政策実施に，コーエンは合衆国政府スタッフとしてあるいはGHQスタッフとして参加した。その時の彼は20歳台から30歳台のはじめであり，それは彼の人生のうちでおそらくはもっとも輝かしかった数年間であった。本書は，若き日々の数年間について，学生時代に歴史研究のトレーニングを積み研究者への道をあゆみかけていたことを基礎に，半ば回想記風に半ば歴史研究書風に，8ポ二段組みで上巻下巻合わせて700頁を超える大著にまとめたものである。本書が1983年12月に出版されて旬日を出ないうちに，コーエンは死去した。本書は文字どおりの彼のライフワークなのである。

本書では対日政策全般に目くばりがされているわけではなく，コーエンが「特別の内部的な知識ないし理解をもっている」（上6頁）政策に叙述は限定されている。その中でも労働政策は，本書にとって格別に重要な政策である。なぜならば，コーエンは労働政策の立案（ワシントンにおける民政ガイド起草）と実施（GHQ第二代労働課長）の両方に直接タッチした稀有な人物だからである。彼によれば「自分の書いた文書が自分への命令となっている」（上77頁）のである。こうした事情

から、本書でもっとも興味深い叙述は労働政策の立案・実施とその結末についての叙述であり、そしてまた、当事者による回想記にありがちな著者の自己正当化も、この叙述に集中しているように思われる。以下では、本書の労働関係の叙述にしばって、内容を紹介しつつ評者の意見を述べてみたい。

第2章第3章で、日本占領中になすべき改革政策についての、戦時下のワシントンにおける立案過程が分析される。その中で興味深いのは、民政ガイド執筆の経緯とコーエンによるその評価であって、次のとおりである。ガイド草案の執筆は、当初、ホイーラーとデンソンの担当であった。ところがコーエンによれば、デンソン案は「レーニン主義の階級闘争用語で書かれ、米国政府の文書というよりも、共産党機関紙『デイリー・ワーカー』にふさわしかった。それに、あまりにも一般論に終始し、日本について特別の知識がないことも暴露していた。デンソンの文書は、労組の性格を経済上のものにとどめず、労組を設立するためにつくった工場委員会のような労働者組織を“民主的”として承認し、その組織を通じてファシスト的官僚を一掃させようとも提案していた。たとえば、食糧配給の責任も、現行の日本政府の行政機関が“非民主的”なら、その組織に実行させようというのである。」(上75頁)そして、ホイーラーが共産主義者だったことを、コーエンは再三示唆する。(上75～77頁)デンソン案は却下され、コーエンが新草案の執筆を担当した。その後、AFLやCIOの幹部と親交のある反共主義者アービング・ブラウンがコーエンの上司に着任した。そして、コーエンによれば、「私のガイド草案は経済労働組合主義、団体交渉、自主的な紛争調整機構を伴ったストライキ権、警察の労働紛争介入の排除などを重視したものだったが、彼(ブラウン)はまったく修正を求めなかった。」(上77頁)コーエン案が1945年7月に民政ガイドとなり、その勧告部分がほぼそのまま対日労働政策基本文書SWNCC92/1になった。ここでコーエンは、デンソン案を共産主義的とすることで、自分の案の反共的性格を強調しているのである。

しかし、コーエンの強調は過度にわたると評者には思われる。我々は現在コーエン案＝民政ガイドを見ることができが、そこに反共的言辞や反共的対策の勧告を見ることはできず、むしろ戦前日本の労働運動史を概観している部分では、右派よりも左派組合に好意的な言及をしている。また我々は現在デンソン案を見ることができないけれども、竹前栄治教授が紹介している1944年10月のデンソン案批判文書では、その共産主義的性格に言及していない。(竹前栄治『戦後労働政革』56頁。なお、同書で竹前教授がデンソン案批判文書として紹介している45年3月10日付の二つの文書は、その日付と内容から、デンソン案ではなく、コーエン案に対する批判文書であるかもしれないと評者は推測する。)デンソン案とコーエン案の差異はコーエンの評価とは異なった点にあったこと、コーエンの評価には本書執筆時点でのバイアスがかかっていること、これらのことを評者は推測する。なお、コーエンの記憶するデンソン案が、山本潔教授の指摘する1946年前半の日本の事態によく照応していることも興味深い(山本潔『戦後危機における労働運動』)。デンソン案にそうし

た記述が真に存在するならば、デンソンの見通しはかなり正確だったことになる。また、そうした記述が存在しないならば、コーエンがデンソン案の内容として記憶しているものは、実は、彼が46年前半にGHQ労働課長として見聞したことの記憶を、何らかの形で反映したものなのである。

第11章から第15章まではGHQ労働課長としての政策実施を叙述している。第11章では1946年前半までの労働運動の発展が述べられるが、そこで印象的なことは、労働運動指導者とコーエンとの接触における両者の思惑である。コーエンの記憶によれば、労働運動指導者には、左右を問わず、自分とGHQ労働課との親密な関係を労働組合員に誇示し、それを組織化と指導権掌握の有力な道具とする行動様式が定着していた。もちろん、親密な関係といっても、労働課オフィスへ顔を出すだけとか廊下での立ち話もそれに含まれる。こうした行動様式でコーエンにもっとも強い印象を与えたのは徳田球一であり、志賀義雄、加藤勘十、松岡駒吉らも同様であった。コーエンは彼らとの接触のエピソードを綴っている。彼らに対するコーエンもまた、彼らとの関係を積極的に深める姿勢をとっていた。コーエンによるならば「私はわざとかたくなな“労働寄り”路線をとり、それが日本国民の間に知れわたるような手段を講じた」（上299頁）のである。もちろん「名の通った共産党の指導者とのGHQの会談は、私たちが腹の底では敵同士だったことから、たいてい意見のすれ違いに終わった」（上305頁）と付言することを、コーエンはおこたらない。しかし他所では、労働組合指導者への共産党の影響力増大について十分に知らなかったことをあげ、また、たとえ知っていても、新入共産党員が多いことや組合組織の下部にまでは共産党の影響力が無いことをあげて、自分の“労働寄り”路線を変化させる必要がなかったことをコーエンは主張する。（上313～319頁）本書を執筆した時のコーエンの考え方はともかく、当時のコーエンは、当時もしばしばそうみなされていたように、容共的な姿勢を保持していたこと、このことが明らかである。こうした労働運動指導者とコーエンの両者の思惑が結びついたところに、従来から指摘されてきたところの、労働運動とGHQの、あるいは共産党とGHQの蜜月時代が生じた。第11章はこの蜜月時代が如何にして成立したかを明らかにしている。

第12章では、コーエンが労働課長時代に担当した法律的制度的な改革について、四点にわたり述べられる。第一は、すでに制定されていた労働組合法の一部を、その施行令でもって骨抜きにしたことである。労組法には裁判所が組合に解散を命令できる規定（第15条）があった。コーエンはこの規定を不可として、解散命令が事実上は出せないような規定を施行令に入れさせたのであった。施行令で法律の内容を訂正してしまうのは、強引なやり方という他はない。この事実は本書出版までまったく知られていなかった。なお、労組法制定を担当したのは初代労働課長カルピンスキーであって、カルピンスキーは日本側での制定の動きに介入せず「もっぱら進行係か解説係のような役割に終始したと（カルピンスキーが）言っていた」（上326頁）と、コーエンはさりげなく述べる。しかし、コーエンの強引なやり方をみるならば、この言葉の内には、改革政策実施についての

カルピンスキーとコーエンの考え方のちがいが秘められているようである。第二は、生産管理を違法視しようとする日本政府の動きをコーエンらが阻止したことである。1946年2月1日の著名な四相声明とGHQとの関係が詳述されている。この部分で注目されるのは、コーエン自身が生産管理合法論をとっていたことを明言していることである。それどころか、ストよりも「日本式生産管理という戦術が勝っていることは明白だったので、私個人も末弘博士たちも、日本の労働者がこれを制度化しないものかと期待したほどだった」「私はこのやり方が米国に移植できるのではないかとさえ思った」(上338頁)とコーエンは述べている。生産管理が1946年前半における労資対立の一つの焦点であり、労働運動左派により推進されたことはいうまでもない。これを考慮に入れるならば、当時のコーエンが労働運動左派に好意的であったことが、示されているのである。第三は、労働関係調整法の日本側草案を反故にし、コーエンなど5人が英文原案を作成して日本側に手交したことである。その英文原案は、コーエンによれば労働者寄りのものであって、その争議行為制限規定も「これ以上緩やかな制限もなかったろう」と評価される。そして、公営企業労働者・教員・現業公務員が合法的にストライキできる規定を「誰が使用者であるか — 政府か、私企業か — によってストを区別したのではなく、従業員の仕事が何かによって区別しようとした」(上343, 344頁)と説明する。この規定が2年後にマッカーサー書簡によって否定されるわけだが、否定される前の規定がコーエンらの作成になること、これが明確にされていることは留意されてよい。(なお、労調法制定過程については拙稿「労働関係調整法制定と経営協議会指針作成」(一)(二)東大『社会科学研究』35-4, 6を参照されたい。)前述の労組法の一部骨抜きとこの労調法英文原案起草は、27歳の若さで改革の熱情に燃えて来日したコーエンの当時のいきどおみを伝えて余りある。そして、このコーエンの姿勢は、前述したようなカルピンスキーの考え方とは異なっていたと推測される。1978年に開催された日本占領に関するあるシンポジウムで、労調法を起草したとするコーエン報告を聞いたカルピンスキーは、コーエンの姿勢を僭越だと非難している。(前掲拙稿(二)57頁)そしてまた、コーエンらによる労調法起草はマッカーサー書簡発出に際してのコーエンの立場を微妙なものとする伏線となる。第四は、労働基準法起草は日本側でなされたことを明確にし、にもかかわらず、GHQ起草による押しつけ法だという理解が何故流布しているかを明らかにしたことである。労基法起草が日本側でなされた理由は、コーエンによるならば、起草の中心にあった厚生省労働保護課長寺本広作が有能で、GHQの援助をほとんど必要としなかったからである。コーエンは、寺本を「慎重で有能な行政官で、さらに最高に頭の切れる策略家」「ステロタイプではとらえられないすばらしい人間」(上349頁)と称賛し、特高勤務の経歴にもかかわらず、左翼や労働運動の弾圧にタッチしなかった人物と考えている。にもかかわらず、労基法はGHQが起草したという理解が流布した理由は、コーエンによれば、寺本の策略にあった。すなわち、当時としては使用者に厳しい労働保護規定を法制化するために、資本家や寺本の上司である厚生大臣河合良成の圧力を切り抜けるため、「寺本は……自分が作った法案をGHQの法案だから通さなければならない、

と触れ回ったにちがいない」(上351頁)とコーエンは考えているのである。ありうることと思われるが、強力な労働保護規定が日本側で立案された理由が、寺本個人の性格に還元されすぎているように評者には思われる。

第13章では、読売第二次争議におけるコーエンの立場が述べられる。注目されることは、コーエン自身が認めるように、この争議に関して彼がGHQ内でまったく孤立していたことである。GHQ内の他部局は、渉外局長ベーカーや新聞班長インボデンをはじめとして、左傾化した『読売新聞』を正すために組合幹部6人の解雇は必要であると考え、それを実現するための警察の介入やGHQのバックアップは当然であると考えていた。ところがコーエンは、他部局とは正反対の立場をとっていた。すなわち、6月21日の警官による組合員大量検束に際しては、状況説明を求める名目で警視庁幹部を追及した。コーエンによるならば、労働問題への警察の不介入は占領政策の基本だったのである。ついで、6月26日のインボデンの支持があるかのような6人の解雇問題の社長支持決議に際しては、組合幹部と社長に対して声明を発表した。その声明は、6月26日の事態が異常なことを警告するものであった。こうした立場をとったコーエンは、以後、諜報担当のウィロビーなどから共産主義者・左翼のレッテルを貼られ、GHQ上層部から様々な非難を受けたことが示唆される。しかし、コーエンは自己の正しさを繰り返し強調する。彼によれば、彼の正しさは事件の結末が示しているのであって、それは、労働問題への警察不干渉が定着したこと、使用者による組合支配が警告されたこと、労働委員会制度が強化されたこと、等々であり、「最も意義あることは、『読売新聞』の労働者が自由な行動により、共産党を拒否したことである。」(下37頁)しかしながら評者には、コーエンの自己正当化の論拠は分裂していると思われる。彼がとった行動は占領政策に沿うものといつてよいかもしれないが、その実際の影響が容共的な性格(6人の解雇を困難にすること)を持ったことは明らかである。ところが、かなり唐突に、彼は自己の反共主義(6人の解雇は望ましいこと)を述べる。コーエンの主張は、共産主義者を労働者が自発的に排除することは望ましいけれども、警察や使用者が介入して排除することは望ましくない、とするもののようにも見える。しかし、6人の解雇が自発的排除でないことはコーエンの行動そのものが示しているのであって、この主張は成り立たない。コーエンによる読売争議の反共主義的評価は、当時のものではないように評者には思われる。なお、様々な非難にもかかわらずマッカーサーの支持が自己にあったことを述べて、コーエンは自己の正当性を補強している。しかし、それほど明確な支持であったのかは、コーエンの叙述でも疑わしいように思われる。

第14章では、1946年秋の労働攻勢が述べられる。まず国鉄大量解雇計画が撤回された背景が述べられる。国鉄スト禁止の声明を出さないことがGHQ内で決定されていたこと、したがって吉田内閣の提案、すなわちスト禁止の権限を日本政府が持つ法案を国会提出したいという提案、はGHQにより拒否されたこと、GHQの支持がないことをおそらく知っていたために鉄道総局長官佐藤栄作は解雇計画を撤回したこと、これらの諸点が本書によってはじめて明らかにされた。ついで、い

わゆる10月闘争が述べられる。コーエンによる10月闘争評価の特徴は、それを経済ストだったと強調するところにある。共産党や産別はストによる政府打倒を唱えたにもかかわらず、炭鉱ストも東芝争議も経済的要求の実現を求めるものだったのであり、唯一の政治ストだった新聞ストは労働者の支持を得られなかったとコーエンは考える。コーエンによれば、経済ストは禁止する必要がない。そして、スト禁止の権限を日本政府が持つ緊急勅令案が再び吉田内閣により提案されると、コーエンはその必要性を認めず、その拒否を当然と考えるのである。その際、コーエンは制定されたばかりの労調法の活用を主張しているが、この法律がコーエンらの起草になったことを想起すれば、コーエンの主張も容易に理解できる。しかし、10月闘争に不介入の態度をとることは、コーエンの述べるところからも、GHQ内で完全に一致しているわけではない。地方軍政チームや諜報関係のスタッフは介入を当然とする態度をとり、読売第二次争議と同様な事態がコーエンの周囲に生じるのである。評者の受ける印象は、10月闘争の経済的性格と共産党の企図の不首尾を強調することによって、コーエンはストを禁止すべきでないとする自己の態度を正当化している、ということである。

第15章では、2・1ゼネスト計画が述べられる。コーエンによる2・1ゼネスト評価の特徴は、それが革命をめざす政治ストであり、共産党が首尾よく指導権を握って強引に推進したものと強調するところにある。10月闘争評価とは正反対なのである。したがって、ゼネストが禁止されるべきことはコーエンにとって当然のことになる。コーエンは、1月中旬からすでに、ゼネスト不可を正式文書によって組合に伝達すべきことをGHQ内で主張していたという。にもかかわらず、マッカーサーがスト禁止命令を公式化することを許さなかったため、コーエンやマッカーサーの口頭によるゼネスト不可の伝達にとどまった。その状況を利用した共産党は、マッカーサーの正式命令は存在しないという宣伝を強めるとともに、政府の経済的妥協をかたくなに排した。結局、1月31日のマッカーサーによるスト禁止の公式声明が出されるに至るのである。この間のGHQ内の動きをGHQ側当事者がはじめて詳述したのが、本章である。また特に興味深いのは、2・1ゼネストに関する労働運動指導者についてのコーエンの印象、とりわけ労働課に日参したとコーエンが記憶する伊井弥四郎のそれである。コーエンも指摘するように、伊井についてのコーエンの印象と伊井自身の後日談はかなり異なっている。さて、この章では、コーエン自身がはじめからスト禁止に積極的である叙述があり、それは上司であるマッカーサー以上に積極的であるかのような叙述がある。(下85頁)しかし、コーエンがスト禁止に積極的であったという叙述は、評者にとっては、実のところは、コーエンの“自己破産”“政策の失敗”の表明となるように思われる。すなわち、“労働寄り”路線(第11章)、法律的制度的改革の推進(第12章)、容共的態度(第13章)、スト不介入(第14章)とすすめてきたコーエンの政策実施が、2・1ゼネストを日本の労働運動に計画させる一要因であったことは疑いない。しかし、2・1ゼネスト計画は、占領そのものをゆるがす可能性を持つゆえに、GHQにとって放置できないこともまた明らかである。こうした状況下におかれたコーエンは、10月闘争に対する不介入の態度から2・1ゼネストに対する積極的介入の態度へと

180度の転換をしたわけであるが、それは自己のそれまでの政策実施を否定することになる、このように評者には思われる。ところが、コーエンはそれを明確にせず、10月闘争と2・1ゼネストの性格のちがいを強調することによって、180度の態度転換を正当化していると評者には思われる。そしてまた、“自己破産”“政策の失敗”のゆえに、2・1ゼネスト後に、労働課長コーエンの離任＝棚上げ昇格と課員コスタンチーノの転任がなされたと評者には考えられる。コーエンは自分の離任＝棚上げ昇格を、マッカーサーがコーエンを信任しなくなった結果ではなく、大統領選出馬を望むマッカーサーがアメリカのマスコミに配慮した結果であり、「私にはきわめて満足できるもの」(下111頁)としている。しかし、離任は2・1ゼネスト計画を招いた責任をとらされたものという日本側の噂の方が、真実により近いのではないだろうか。

第20章と第24章は、労働政策の結末を叙述している。この時、コーエンはESS局長顧問であって、労働政策実施を担当する立場にないが、労働政策の結末をつぶさに観察しうる立場ではあった。第20章では、公務員制度改革における、公務員の団体交渉権とスト権の扱いについて述べられる。公務員の団体交渉権とスト権を全面否定するフーバー案に、コーエンは反対意見を持っていた。これは当然であって、ほとんどの公務員に団体交渉権とスト権を認める政策は、コーエンらが起草した労調法による政策だったからである。労調法をフーバーに説明したときのフーバーの異議を、コーエンは記している(下246, 247頁)。しかし、フーバーに全面対立したのは、労働課長を離任したコーエンではなく、後任のキレンであった。キレンとフーバーの対立は、1948年7月のマッカーサー面前での対決とキレンの敗北に終わる。そして、7月22日に著名なマッカーサー書簡が発出されて、公務員は団体交渉権とスト権を奪われた。これに抗議したキレンは労働課長を辞任し帰国した。キレンの首席代理であるスタンチフィールドも、原則が否定されたという理由で同様に辞任し帰国した。この間、コーエンはマーカットの依頼でフーバーとキレンの妥協案を作成するが、キレンはこれを拒否している。評者がまず疑問としておかねばならないことは、マッカーサー面前でのフーバーとキレンの対決の日付である。本書では7月21日となっており、コーエンの妥協案は対決の前にキレンに示されたことになっている。ところが、竹前教授(前掲書)の研究によれば、対決は7月6日であって、この後にコーエンの妥協案がキレンに示されたことになっている。資料上からは後者が正しいと評者には思われる。前者と後者のどちらでも本質的な差異は生じないけれども、留意されてよいことである。さらに評者が強く感じることは、この問題に関しては、コーエンはきわめて微妙な立場にあったにもかかわらず、彼はそれをうまくやりすごしたことである。キレンが擁護した公務員の労働政策は、先述したように、実はコーエンらの政策であった。したがって、これがフーバーにより否定され、それをマッカーサーも認めたことは、キレンやスタンチフィールドと同様に、コーエンにとっても辞任に値する十分な道義的理由になる。特に、スタンチフィールドはコーエンと共に労調法を起草した人物であったから、その辞任はコーエンの進退の微妙さ

を示している。しかし、コーエンは辞任しなかった。その理由の一つは、GHQ内の大勢が変化していたことといわば順応して、コーエンがこの問題に対処していたからであろう。GHQ内の情勢変化を、民政局次長ケーディスの態度変化に即して、コーエンは述べる（下247、248頁）。さらにコーエンは、自分が労働政策を担当すべき労働課長ではないことを、自分の行動の前提にはっきりと置く。コーエンは「私はキレンと交替するにあたって、今後彼の仕事には介入しないこと、また実際彼は大変な仕事を抱えているので、どんなことがあっても彼を困らせるようなことはしないと約束しておいた」（下256頁）と述べて、マッカーサーやマーカットの「心配」、すなわちコーエンがキレンに肩入れしているのではないかという「心配」をとりのぞく。そしてコーエンは、この問題に関しては、妥協案を作成しうる第三者としてふるまうのである。こうしたコーエンの態度は、読売第二次争議に関してGHQ内で孤立していたにもかかわらず彼がとった態度から、すでに大きく変化していることを評者は感じざるをえない。しかし、コーエンがフーバー案に反対意見を持っていたことは変わらない。コーエンによれば、フーバー案による「公務員制度改革の成果が最低だった」（下268頁）にもかかわらず、その代償として、マッカーサー書簡発出から「アメリカ民主主義に対する日本労働階級の支持が失われ」（下269頁）はじめたのである。

第24章は、経済安定計画にはじまる反労働組合的な一連の措置が述べられる。コーエンの理解では、ドッジの経済安定計画は日本の労働者の意見に盲目であり、このため日本の労働者はアメリカに対する不信と幻滅を深めた。それは、日本の労働者が反対していた労働法規改訂と、組合指導者に対するレッドパージによって、さらに深められた。日本の労働者の反米化の象徴的な出来事としてコーエンがあげるのは、労働課員ブラッティが創設に尽力した親米的総評が中立的国際政策の採用に転ずる、いわゆる“にわとりからあひるへ”の転化である。コーエンがこの章で強調していることは、反労働組合的な一連の措置こそが日本の労働者を反米的にした、ということなのである。

コーエンは、本書の最初と最後で、第二次世界大戦後の日本の路線転換を「第三の転機」と呼び、それをもたらしたものが初期占領政策、とりわけニューディール思想の理想の一つである経済の民主化であったとしている。そして、「第三の転機は1945年に始まり、圧倒的に親米的な国民の合意のもとに1947年まで続けられたが、結局、感情的に世論を二分し、不完全な同盟（労働者との意志疎通を欠いた日米保守派同士のための同盟—評者）をあとに残して終わった」とするが、「急進的な改革は日本の社会構造のなかに根を下ろしていたから」（下356頁）第三の転機そのものは変わらなかったとする。本書はいわゆるニューディール派からみた日本占領論なのであり、この点は、本稿でとり上げた労働関係に関する記述に即しても、明らかであろう。コーエンは、自分がワシントンで立案し占領下の東京で実施した労働政策を高く肯定的に評価する。そして、1948年のマッカーサー書簡以降に自分が観察した事態を、低く否定的に評価するのである。しかしコーエンは、第三者的に客観的にそれを叙述しているのではない。当事者として、当時それに参加して得た様々な感

情的印象をリアルに、また当時とは時間的に隔った執筆時のバイアスを正当化して、叙述しているのである。後者の点について評者が感じることは、ワシントンで政策を立案し、東京でGHQ労働課長として政策を実施していた時のコーエンは、本書執筆時よりも容共的であったと思われることである。そして、それが執筆時に反共的に変化したのは、労働課長離任の契機となったと思われる2・1ゼネストについての彼自身の内面における受けとめ方、あるいはマッカーサー書簡発出をめぐる事態についての彼自身の巧妙な身の処し方、さらにはESS局長顧問という上位職で長くGHQにとどまり、GHQ退職後も局長顧問であった経験を生かして在日民間貿易会社副社長として財産を築いたという彼のめずらしい経歴、こういったことが影響しているのではないかと思われる。この評者の推測は大胆すぎるかもしれない。しかし、日本占領に参加した多くのニューディーラーたちが早期に帰国したのとは異なったコーエンのめずらしい経歴は、このように推測すべきではないかと評者を誘惑しつづけるのである。

法政大学大原社会問題研究所編

日本社会運動史料／原資料篇——無産政党資料

各巻A5判上製箱入／全頁活版新組

府国／議地第 支四北会方五 部国陸(二)協章 聯地地(一)議 合方方東京会 会協協府方 は議議支関組 次会会東東織 巻／／部東 に九近方北 収州畿方海 録地山議道 方陰／会地 価議方部／協 二会協地関議 万議方東会 三*会協地／ 千大／議方東 円阪中会協北	労働農民党(3)	他・会国第三 の財議大第二章 諸政／会三章 活／一ま 動議般で第全国 ／会的四回大会 刊活本回大 行動動部中 物／方／央 ／議針地執第 は会／方行二回 か解組組委員全 散織織員国 定請・会 価願宣第か大 二運伝四回 万動・章第 三／機一つ 千そ関本回 円の紙部き	労働農民党(2)	全組四全の普 国織回足創選 大／中跡立法 会関央をか成 ／係執全ら立 第二団行五解後 回体委卷散初 全第員にまの 国第会網で全 大二ま羅、国 会章で。そ 全創一機産 定国立章関政 価大／運党 一會本創營と 万部立たある 三第／か活 千一第ら動同 円回方第の党	労働農民党(1)	体政動国大第一 ／党大会第一部 地組第二／無 方織二／無 協準部無産政 議備産政治治 会委無政研究 ／員産党綱究 ほ会政組領会 かの党織規一 立設組準約般 立織備問活 ／準委員題動 定事備／第 価務委を第三 一局員を回臨 万／会めく回 一加々る時 千千無る全 円団産活全	無産政治研究 無産政治組織準備委員会(全)
---	-----------------	--	-----------------	--	-----------------	--	----------------------------------

郵便番号102 東京都千代田区富士見2-17

法政大学出版局

電話 03-237-1731／振替 東京6-95814番